

増え続ける子どもへの虐待を防ぐために

市では「児童の生命及び安全の確保を最優先にする」とことを基本に「野田市子育て支援・児童虐待防止総合対策大綱」を策定し、子どもSOSや家庭児童相談室などを開設して、虐待の防止と早期発見・早期対応による深刻化の防止に取り組んでいます。

児童虐待は深刻な社会問題で、その相談件数は年々増加の一途をたっています。また、市への相談では、養育の怠慢及び放置（ネグレクト）が増加しており、平成21年度には全体の約5割を占めました。

児童虐待の早期発見や早期対応、虐待を受けた児童の保護などに適切に対応できるよう、平成14年7月に児童虐待相談専用電話「子どもSOS」を児童家庭課内の「家庭児童相談室」に設置し、虐待を受けた

子どもからのSOSを受け止めるほか、虐待を受けている疑いがある子どもを発見した方からの通報や、自分の行っていることは虐待ではないかと悩んでいる保護者などからも相談を受け付けています。

相談は、家庭児童相談員やケースワーカーが対応しますが、相談の内容によっては保健センター、民生委員、主任児童委員や学校、医療機関、児童相談所、警察などの関係機関で構成する「野田市要保護児童対策地域協議会」と連携し情報を共有しながら対応しています。

また、育児ストレスが児童虐待の大きな要因の一つとされていることから、保健センターで母子健康手帳交付時に妊婦から育児への不安や支援者に関して聞き取りを行い、市の保健師や保健推進員の妊婦訪問に付き添います。特に出産前から支援を行うことが必要と認められる妊婦

家庭児童相談室による虐待相談受付人数

区分	平成20年度	平成21年度	平成22年度
身体的虐待	48	61	54
性的虐待	2	2	2
ネグレクト	75	86	71
心理的虐待	26	29	48
計	151	178	175

※平成22年度は12月末までの状況です
※同居の兄弟も対象としています

については、ケースに応じて必要な関係機関と連携し、安心して出産に臨めるよう支援を行っています。

さらに、出産後の育児不安や孤立化を防ぐため、新生児家庭訪問や生後2か月児全戸訪問を行い、支援が必要な家庭の把握に努めるほか、必要な場合には、児童家庭課で行っている育児支援家庭訪問の利用を勧めるなど、育児ストレスの軽減に努めています。

そのほか、家庭児童相談員が市内の認可保育所や学童保育所、子ども館などに出向き、利用者などの相談

家庭児童相談室

子育てで悩んだとき、心が苦しくなったとき、子どもに関するあらゆる相談を専門の相談員がお受けしています。来所による相談の他、電話や出張訪問による相談もでき、相談者の秘密は固く守られます。必要に応じ、専門的な機関をご紹介します。また、本人や保護者はもちろん、その子どものことを気にかけている方ならどなたでも相談できます。

相談日：月曜日～金曜日

(祝日を除く)

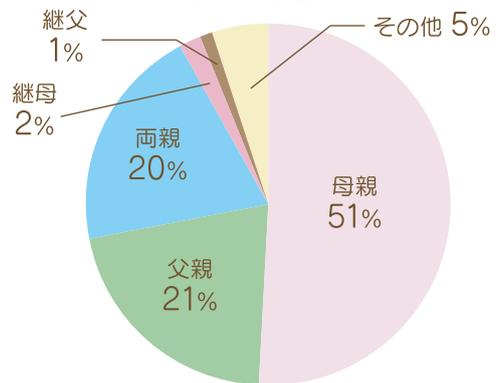
時間：午前9時～午後5時

問合せ

家庭児童相談室(児童家庭課内)

☎ 7125-1111 (内線) 2174

主たる虐待者の状況



※平成22年度(12月末)の状況です